

# 第1回埼玉県少子化対策協議会 議事録

日時：平成29年5月23日（火）  
14時30分～16時00分  
場所：埼玉県庁 第3庁舎 講堂  
出席者：96名

## 1 開会

### 2 あいさつ（福祉部少子化対策局 小池局長）

- ・埼玉県少子化対策協議会は、少子化対策や子育て支援策について、地域の実情を把握している市町村の皆様と共に協議する場として、昨年度から設置させていただいたものである。
- ・昨年度、当協議会で検討したもののうち「ウェルカムベビープロジェクト」、「埼玉版ネウボラの推進」、「多子世帯応援クーポン」が事業化された。御協力を賜り感謝申し上げます。
- ・本日は「多子世帯応援クーポン事業」について、各市町村に御協力いただいたアンケート調査やヒアリング結果を踏まえ、市町村の意見を実施方針（案）という形でまとめさせていただいた。この場で再度意見をいただきたいと考えている。
- ・引き続き少子化対策について協力をよろしくお願いしたい。

## 3 議題

### （1）多子世帯応援クーポン事業（3キュー子育てチケット）について

#### ○資料により高島少子政策課長から説明

- ・資料1 多子世帯応援クーポン事業（3キュー子育てチケット）の概要
- ・資料2 「3キュー子育てチケット」の実施方針（案）
- ・資料3 「3キュー子育てチケット」の対象となるサービス
- ・資料4 「3キュー子育てチケット」に係る主なスケジュール（案）
- ・参考資料2-1 「3キュー子育てチケット」に係る市町村アンケート結果
- ・参考資料2-2 補助金交付要綱（案）（3月24日配付資料）

#### ○質疑応答は別紙

### （2）その他

#### ○資料により浪江少子政策課主幹から説明

- ・参考資料3 パパ・ママ応援ショップに係る変更点について
- ・参考資料4 結婚新生活支援事業費補助金

#### ○質疑応答は別紙

## 4 閉会

### 【3（1）の質疑応答】

（所沢市）

Q 出生届を提出された全ての方に申請書を渡してよいとのことだが、第3子がいるかどうかはどのような形で確認するのか。

（埼玉県）

A 子育て世帯が申請書を委託業者に提出する際に、第3子以降の子どもがいることを証明する書類を添付してもらうことを想定している。ただし、DV被害者等住民票を実際に居住している市町村に移すことが困難な方の場合には、市町村へ確認させていただく可能性はある。

（所沢市）

Q 資料2（5）の※印の2つ目で領収書について「金額・サービス内容を市町村が確認したもの」という記述があるが、どのような形を想定しているのか。

（埼玉県）

A あくまでも市町村が関係する対象サービスについての部分である。例えば保育園の実費徴収分について、現状封筒の表に金額を書き込むだけで保育園名等の記載がないものが想定されるため、そういったものに既存の判子等を押印していただき、発行者名が分かるようにしていただきたいという趣旨である。

（上里町）

Q 出生届については必ずしも住所地で提出する必要はないため、県外で提出された方については申請書を渡すことができないが、どのような対応を考えているのか。

（埼玉県）

A まず事業の周知を徹底していくことが重要である。また、県ホームページで申請書をダウンロードできるようにするなど工夫したい。事業の広報についてもスタート時だけでなく継続して行っていく予定である。市町村においても、保健センター等で事業を周知していただけるとありがたい。

（神川町）

Q 申請書の配付についてだが、以前あった「母子手帳配付時」については今回の変更でなくなったという認識でよいか。

（埼玉県）

A 事業周知のためのチラシについては母子手帳配付時にもお願いしたい。申請書の配付については今回「出生届提出時」のみに変更した。

（久喜市）

Q チケットの様式を教えてほしい。

(埼玉県)

A 想定しているのは500円単位として綴ってあるものだが、印刷費の関係から変更となる可能性はある。

(久喜市)

Q 資料3の④その他の子育てサービスとして保育施設等における実費徴収分の中に「おむつ代」とあるが、これは保育施設で提供されるものと子育て世帯が自ら購入したものの両方が対象となるのか。

(埼玉県)

A 保育施設の実費徴収分に含まれるのであれば対象とするが、子育て世帯が個別に購入したものを対象にしてしまうと物品を対象としたことと変わらないため対象としない。ただし、事業開始後の状況や利用者ニーズを把握した上で、その結果によって対象に含めるかどうか検討する可能性はある。

(羽生市)

Q 資料3の「子育てタクシー」の詳細を教えてください。

(埼玉県)

A 必要な知識等について研修を受けたドライバーが提供するサービスである。子育て送迎サービスを実施しているタクシー会社を対象としたいと考えている。

(羽生市)

Q 資料3の「親子ふれあいイベント」についてだが、例えば親子で映画や県外のレジャー施設等は対象になるのか。今後Q&Aで示してほしい。

(埼玉県)

A Q&Aに「親子ふれあいイベント」として認められない例を掲載していくが、県外の施設は対象としないことを想定している。

(羽生市)

Q 資料3の「放課後児童クラブ事業」について、羽生市では保育料を口座振替で引き落としをしているため証明書類がないが、どのように対応すればよいか。

(埼玉県)

A 振替通知等もないということであれば、今後お示しする領収書のひな形を使用して領収書を作成していただくなど、御対応をお願いすることになる。

(川越市)

Q 川越市では県のクーポン事業に金額を上乗せして実施することを予定しているが、川越市の事業は資料1の必須事業の図の「埼玉県・市町村」に該当するという認識でよいのか。

(埼玉県)

A 図には「市町村」も書かれているが、実際には県が行う事務について示したものである。

(川越市)

Q 川越市の事業の場合、県が委託する事業者と随意契約を締結する必要があるという認識でいるが、今後の事務の流れを教えてください。

(埼玉県)

A 昨年度から、市町村で上乘せ事業を実施する場合県の委託事業者と同じ事業者と契約しないと混乱が生じるとの意見をいただいていたところであるが、市町村と上手く連携をして希望に沿えるよう仕様を固めていきたい。

(朝霞市)

Q 子育て世帯がチケットの申請書を提出したり、サービス事業者が換金のためチケットを送付したりする際の郵送料は提出者の負担なのか、委託業者が負担するのか。郵送料については県に負担していただきたい。

(埼玉県)

A 利用者にとっては、自己負担がないほうが望ましいと思うが、委託料の制限がある。どこまでできるかは今後の調整になる。

(秩父市)

Q 放課後児童クラブの保育料について秩父市では口座振替で徴収しているが、通帳の記載が「ガクドウホイクシツホイクリョウ」というような記載があれば領収書の代わりとして認められるのか。

(埼玉県)

A 通帳の写しを提供してもよいということであれば、その記載で領収書の代わりとしたいと考える。

(秩父市)

Q 埼玉県内で出生した第3子以降の子どものみが対象となり、転入してきた世帯については対象外としてよいのか。

(埼玉県)

A 平成29年度に出生した第3子以降の子どもがいれば、転入者でも対象となる。

(上里町)

Q 埼玉県内で第3子以降の子どもが生まれる世帯が対象と考えていたが、県外で生まれてから転入してきた世帯まで対象とすることはこの事業の目的から外れていないか。

(埼玉県)

A 御指摘の視点も理解できるが、少子化対策という事業の大きな趣旨から外れるものではなく、公平性の観点から転入者も対象としたいと考えている。

(熊谷市)

Q 虚偽のチケットや換金の申請があった場合の対応はあるのか。

(埼玉県)

A 不正がないように申請、請求など各段階で注意を徹底していく。不正に換金がされた場合には返還を求める。こうした点については要綱等にも明記する。

(川口市)

Q 年度で区切る事業とのことであるが、どうしても年度切り替わりの時期に出生した方(1月～3月)は、出生前の利用が対象から漏れてしまい、不公平感があるが、対象者からの問い合わせにどのような対応をすればよいかQ & Aに示していただきたい。

(埼玉県)

A 年度切り替わりの時期に生まれた子どもがいる世帯への対応についてはQ & Aで整理したい。また、出生の翌年度に転入してきた方については、1年目分は対象とせず、2年目から対象とするなどの対応を検討したい。こちらでもQ & Aに示したい。

(川口市)

Q 川口市でも第3子以降の子どもが生まれた世帯を対象とした任意事業の実施を検討しているが、対象者となる第3子確認資料として県事業の対象者に決定通知等が発行されるのであればその写しの添付による申請も考えている。そのような通知はあるか。

(埼玉県)

A 県事業の対象者については、リストなどの形で各市町村へ提供することができるように検討したい。

### 【3(2)の質疑応答】

(川越市)

Q 18歳未満の方が対象ということだが、どの時点で18歳になった方が対象ではなくなるのか。

(埼玉県)

A 高校生だとすれば高校を卒業するまでを想定している。現在でいえば平成29年度に18歳になった方までが対象となる。

以上